

## 令和3年度松山市プレミアム付商品券事業募集要項

### 1. 事業内容

・取扱店舗で松山市プレミアム付商品券事業実行委員会（以下、「委員会」という。）が発行したプレミアム額を付加した松山市プレミアム付商品券 共通券（以下、「共通券」という。）・松山市プレミアム付商品券限定券（以下、「限定券」という。）（以下、総称して「商品券」という。）を用いた決済を行うものである。また、電子マネーサービス「まちペイ」を利用した場合、共通券・限定券のプレミアム率に応じたポイント（以下、「マチピ」という。）を利用者が受領できるものである。

項目	共通券	限定券
プレミアム率	20%	30%
1セットの内容	6,000 円 (500 円券×12 枚)	6,500 円 (500 円券×13 枚)
販売価格	5,000 円	
販売期間	令和3年10月以降～12月末頃（予定）	
利用期間	令和3年10月以降～12月末頃（予定）	

### 2. 取扱店舗への登録

- 取扱店舗となることを希望する事業者は、委員会に申請し、審査を経て登録されるものとする。
- 申込期間（予定）別途指定日～利用期間内
- 登録手数料 無料

### 3. 取扱店舗資格

本事業で発行する商品券の種類ごとの取扱店舗の要件を次のとおり掲げるものとする。

- 共通券
  - 愛媛県松山市内の店舗であること。
  - 本事業の利用期間を通して取扱店舗として参加できること。（ただし、定休日は除く。）
  - 愛媛県や松山市の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めることを誓約すること。
- 限定券（共通券も取り扱うことができる。）
  - 共通券の取扱店舗の要件に該当すること。
  - 中小企業基本法に定める中小事業者であること。（下記表参照すること。）

業種分類	中小企業基本法
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

- (C) 松山市内に本店（本社）がある店舗であること。  
(D) 松山市外に本部があるまたは、大企業のフランチャイズでないこと。  
（フランチャイズとは次に掲げる内容とする。）

中小企業基本法第 2 条に準ずる中小・小規模事業者が、フランチャイズ本部に該当する事業者とおおむね次のような事項を含む契約を結んでいた場合

- a 加盟店が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関する者  
b 営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟店の統制、指導等に関する者  
c 上記に関連した対価の支払に関するもの  
d フランチャイズ契約の終了に関するもの

※「フランチャイズ本部に該当する事業者」とは、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号などを使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・運営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態を展開する事業者をいう。

- (E) 小売店舗は、店舗面積が 1,000 ㎡以下であること。  
※テナントの場合は、各テナントの店舗面積で判断する。

4. 対象外となる取扱店舗（欠格条項）

「3.取扱店舗資格」に該当する店舗であっても、次に掲げるものは対象外とする。

- (A) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行うもの（ただし、宿泊施設や料亭等、明らかに宿泊や飲食の提供等が主目的であり、取扱店舗として適切と判断される店舗はこの限りではない。）  
(B) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの  
(C) 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの  
(D) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体  
(E) 「5. プレミアム付商品券事業の対象とならない取引」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗  
(F) 市税に未納があるもの（ただし、徴収猶予の特例に係るものを除く。）  
(G) その他委員会が適当と認めないもの

5. プレミアム付商品券事業の対象とならない取引

本事業において発行する商品券の対象外となる取引は次に掲げるものとする。

- (1) 松山市内でサービスが完結しないもの  
(2) 自社商品や役務への支払い  
(3) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

- (4) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (5) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 商品券の交換又は売買
- (12) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

## 6. 遵守事項

取扱店舗は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 本事業の取扱店舗となるため届け出る事項については、虚偽の内容を記入してはならない。
- (2) 取扱店舗であることが明確になるよう、配布する告知ツール（ステッカー、のぼり等）を消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
- (3) 取扱店舗において、商品券・まちペイサービスの利用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識するよう明示するものとする。
- (4) 共通券のみの取扱店舗は、限定券を取り扱ってはならない。なお、受領し換金申請された場合は限定券の換金については一切応じないものとする。
- (5) 利用期間内に受領した商品券の換金については、換金申請期間内及び委員会が指定する換金先の運営時間内に、換金伝票及び換金済商品券を到着させなければならない。なお、換金申請期間を超えた換金券の到着及び申請は、いかなる理由に関わらず一切応じないものとする。
- (6) 万が一換金申請額と入金額の差異が発生した場合に備え、換金伝票の控及び商品券の店舗控は取扱店舗にて必ず保管することとする。なお入金から 2 週間を過ぎた場合の取扱店舗からの意義申し立てを行う事はできないこととする。
- (7) 換金申請する商品券において、破損や汚れによりバーコードや券ナンバーが識別できない場合は換金の対象外とされるものとする。また、裏面の店舗印押印が無いもの、識別できないものも同様に換金の対象外とされるものとする。
- (8) まちペイサービスは、愛媛県松山市内でのみ決済を行わなければならない。委員会に届け出た場合を除いて届け出た住所より持ち出してはならない。
- (9) 商品券の取扱に関して、委員会から改善要請等があった場合は、それに従うものとする。
- (10) 自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行わない。
  - (A) 暴力的な要求行為や法的に責任を超えた不当な要求行為
  - (B) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (C) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて委員会の信用を毀損し、又は委員会の業務を妨害する行為
  - (D) その他前各号に準ずる行為
- (11) 愛媛県や松山市の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めること。
- (12) 商品券・まちペイサービスの利用に際し、苦情や紛争が生じ、取扱店舗の

- 責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めるものとする。
- (13) 取扱店舗が「まちペイサービス」を契約する場合は別途定める「まちペイ加盟店約款」及び「マチピ加盟店規約」に従って運用を行うこと

## 7. 同意事項

本事業に参加する取扱店舗は、次に掲げる事項に同意しなければならない。

- (1) 委員会が求めた場合には、営業許可証、確定申告の写し等の営業の実態を確認できる書類を提出することができること。
- (2) 委員会が本事業の内容等について調査する場合、事業者および取扱店舗に通知し、事務所および店舗に立ち入ることができることとし、事業者及び取扱店舗は委員会からの申し出に対し必ず応じること。
- (3) まちペイサービスにて発行する電子マネー「マチカマネー」及び商品券を返金・返品、転売、譲渡、現金への換金及び金融機関への預け入れをしないこと。
- (4) 商品券は、額面金額以上の支払いに利用できること。ただし、利用者が釣銭を支払われない旨を承諾した場合は除く。
- (5) 商品券を用いた決済をした場合、釣銭を支払わないこと。
- (6) 商品券の盗難、紛失、破損又は偽造、模造等に対しては、委員会では一切責を負わないこと。
- (7) 商品券は印字された利用期間に限り利用可能とし、期限を徒過したものは無効とすること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、本事業の利用期間が変更された場合を除く。
- (8) 事業者は、取扱店舗として届け出ている店舗を除いて商品券を受け取ってはならず、受け取った場合でも換金の対象外とする。

## 8. 届け出た情報（提出された画像を含む。）・報告の情報の活用について

- (1) 本事業にて取得した画像や届け出た情報については委員会、またその指定する者の必要な範囲内において無償で使用することを許諾するものとする。
- (2) 本事業の運営、広報、まちペイ加盟店の登録に用いる。
- (3) 委員会内で情報を共有するものとする。
- (4) 取扱店舗に事前告知を行わずに公表することがある。（匿名化処理を行い、統計として公表することも含む。）

## 9. 提供した個人情報や法人情報について

- (1) 事業実施に当たり収集する個人情報及び法人情報は本事業の遂行を目的とする範囲で委員会、またその指定する者で使用される。

## 10. 本要項に違反した場合の対応

本要項に違反した場合、委員会は、何ら催告することなく次に掲げる方法を取ることができるものとする。

- (1) 委員会への換金済み商品券のプレミアム分を含めた換金額の返還
- (2) 取扱店舗からの登録承認取り消し
- (3) 帳簿等の証憑の確認

## 11. 取扱店舗資格の取消し

委員会は、次の事由が生じた場合には、取扱店舗における商品券受領の有無に関わらず、何ら催告することなく取扱店舗資格を取り消すことができる。この場合、委員会は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていた場合は、その返還及び返還に伴い発生した費用を請求する。

- (1) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (2) 事業者もしくは取扱店舗の申請内容に虚偽及び不備があった場合
- (3) 事業者が暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (4) その他事業者委員会に信頼を損ない取扱店舗契約の存続を困難とする重大な事由がある場合、その他本要項に違反する行為が認められる場合。

## 12. その他留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、スケジュールや、急な事業内容の変更などがある場合は、委員会から通知するものとする。
- (2) 本事業の取扱店舗は、利用者の利便性向上のため、商品券に加え、まちペイサービスを利用したキャッシュレス還元を併用するよう努めること。
- (3) 本要項に定めのない事項については、委員会が必要に応じて都度定めることができるものとする。
- (4) 本要項及びその他別途定める事項については、委員会が必要に応じて変更をすることができるものとする。
- (5) 地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」という。）による本要項の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、委員会はその責を負わない。
- (6) 不可抗力の発生に伴い、事項の変更や別途事項を定める必要が発生した場合、委員会は必要に応じて事項の変更及び新たな事項を定めることができるものとする。
- (7) 本要項に定める事項の変更または、新たに定めた事項はインターネットのWebサイト等への掲載、その他委員会が適切と判断する方法により取扱店舗に当該事項を通知できるものとし、当該事項を通知するものとする。